

第2回定例会会議録

平成27年 6月 9日(火)

開 議 午前10時00分

○議長(笹沢 武君) 改めまして、おはようございます。

これより本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側でも全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

―――日程第1 一般質問―――

○議長(笹沢 武君) 日程に従いまして、これより一般通告質問を続行いたします。

頁	通告番号	氏 名	件 名
157	6	小井土 哲 雄	中学校の制服着用について
			都市公園の利用について
173	7	仁 科 英 一	学校給食の食物アレルギー対策について
180	8	市 村 千恵子	佐久地方ごう音問題の情報収集を
			障害者控除対象者拡大を
			住宅リフォーム補助金制度の継続を

通告6番、小井土哲雄議員の質問を許可いたします。

小井土哲雄議員。

(7番 小井土哲雄君 登壇)

○7番(小井土哲雄君) おはようございます。通告6番、議席番号7番、小井土哲雄です。

昨日から今朝方にかけて、いいお湿りがございまして、農作物が元気に育って、皆さん、しっかりもうけて税金を納めていただきたいと思います。

一般質問に入るわけですが、冒頭少し触れたいお話がございまして。

先月、5月8日になりますが、町の健康診断があり、私も受診いたしました。胃と腸の検診も含まれていまして、私もバリウムを飲み、胃検診を受けました。

そんな中、私の友人のお母様も、胃検診ですからバリウムを飲み受診したとのことです。一般質問の冒頭でこのようなお話は言いたくございませんが、腸の中でバリウムが固まり、腸の一部が破裂し、菌が体に回り、手遅れになり、命を落とすことになってしまいました。ここには幾つかの不運が重なっていました。

もちろん下剤も飲まれたのですが、もともと便秘ぎみで便を思うように排出できなかったこと。年配の方々は我慢強い方が多いので、臆測ではありますが、病院に行くのが少し遅れたのかもしれない。

また、8日は金曜日で、病院に行かれたのが10日の日曜日とのことですが、土日に病院の医師がどのように配置されているかは、それぞれ違うのかもしれませんが、日曜日であれば医師が少ないということは安易に想像できます。たまたま専門医でなかったことも不運となり、翌朝、専門医の検診を受けたところ、緊急手術となったようです。結果として手遅れになってしまいました。

なぜ、このようなお話をするのかといいますと、残されました御遺族とお話したところ、以前にこのように不幸な事例があったかは存じ上げませんが、こういうことが起きたということは、今後も考えられるので、二度と起きないことを望みますと言われたからであります。

検診とは病気の早期発見、あるいは安心を求めるものであり、あってはならないことが起きてしまいました。適切な言い方ではありませんが、今回のことにつきましては胃検診を受けていなかったら、何事もなかったかもしれないと悔やみ切れない現実であります。

それと、検診日が金曜日でなかったらなど、幾つも偶然が重なり、このようなこととなってしまいました。お年寄りが今後、胃検診を受ける場合は、よりリスクが少ない週初めを勧めることも必要かと感じました。

心より御冥福をお祈りするところですが、人の生命を守るべき健康診断で、このような捉え方によれば不幸な事故とも捉えられる事例となってしまいました。めったにないことかもしれませんが、バリウムを飲む胃検診で、このようなことが起きたということは、今後も起こり得ることは考えられます。

再度申し上げますが、御遺族におかれましては、担当課を責める気は全くござい

ません。あくまで再発防止に尽力していただきたいとの思いであることを申し上げる中で、週末のバリウムを飲む高齢者の胃検診に対し、改善あるいは周知徹底を考えておられるのか、通告にはございませんが、担当課には先にお知らせしてございますので、議長の許可をいただき、お聞きしたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 初めに、御遺族の皆様には故人を悼みまして、心より御冥福をお祈りいたします。

当町の胃検診は、平成20年度に厚生労働省から出されているがん検診実施のための指針に基づいた造影剤、これはバリウムでございますが、これを使用した胃部X線検査でございます。

検診の前ですけれども、問診によりまして状況を確認してからバリウムを服用していただき、検査後には下剤を渡し、その服用と水分の接種の必要性を説明させていただいております。

検査を担当しております長野県健康づくり事業団では、平成12年に発足して以来、平成26年度末まで胃部X線検査を約115万件実施しておりますが、腸穿孔例は1例、死亡事故はなしとのことでした。

高齢になりますと腸の機能が低下しまして、蠕動運動も低下してきますので、小井土議員から御提案がございました内容についても、今後検討させていただきまして、2日間、バリウムが排せつされない場合は、医療機関への受診の必要性を今後も周知しまして、80歳以上の方につきましては、集団検診ではなく、かかりつけ医または医療機関での検査をお勧めしていきたいと考えております。

今後も住民の皆様には、より安全な検診を提供していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 死亡事故がないと、本当にあってはならないことでございますので、今おっしゃいましたこと、また高齢者には苦しいかもしれませんが、胃カメラを勧めるなど、二度と起こってはならないことなので、それぞれの立場で再発防止に努めていただきたいと思っております。

それでは、質問に入ります。

中学校の制服着用についてお伺いします。

私たちが中学校に通っていたころは学生服でありました。一体何年、何十年前から学生服での登校となったかは存じ上げませんが、ごく当たり前の感覚で学生服を着て登校していました。当時は、部活動があれば更衣室で運動着に着がえ、それぞれ運動していたと記憶していますし、懐かしい思い出であります。現在はジャージの通学が当たり前のようですが、中学校が新築される4年前より以前を見ますと、通学は学生服であったと記憶しております。

中学校が新しくなると同じくして、学生服からブレザー型の制服に変わりましたが、私どもも議員という立場から入学式に参加しますので、その場では全員が制服であることはわかります。しかしながら、その他では、どのようなときに制服を着用しているのかも気になるところであります。

制服着用度についてお聞きするところですが、学生服からブレザータイプの制服に変わったのは、学校またはPTA主導なのか、あるいは教育委員会の主導なのかお聞きするとともに、関連であります制服の価格をまずお知らせください。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

（教育次長 重田重嘉君 登壇）

○教育次長（重田重嘉君） お答えいたします。

御代田中学校の制服がブレザーに変わったという経過でございますが、平成23年度の新校舎の開校にあわせまして学校とPTA、それから生徒会が話し合いを重ねております。それで、新生御代田中学校にふさわしい始まりとして、現在の制服を導入したものです。

制服を変えた理由としましては、それまで着ていた女子の制服が製造の中止になるといったことも一因としてありますが、一番の理由は、中学校50周年や新校舎の開校といった、大きな節目を迎えるということでした。そのために平成21年度から新生御代田中学校の創造という目標を掲げて、十分な時間をかけて現在のブレザー型の制服の導入に至っております。

それから、制服等の価格でございますが、制服、ブレザー、それからスラックス、ネクタイ、男子の関係につきましては3万6,000円弱、それから女子のブレザー、スカート、リボンにつきましては3万5,000円弱、それからジャージもあれでしょうかね。（「ジャージもお願いします」と呼ぶ者あり）ジャージについ

ては上下、それから夏用といいますが、Tシャツとハーフパンツ、合わせまして1万4,000円弱ぐらいの価格でございます。

○議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） さきに教育委員会、私も顔出しまして、今のお言葉いただいた、資料はいただいております。それで思うんですが、男子、制服で3万5,980円、4万円弱、そこにジャージ上下、Tシャツ、ハーフパンツ、合計しますと約5万円になります。女子の場合がブレザータイプ一式で3万4,340円、ジャージを合計しますと4万5,000円ほどになります。そのほかにもかばんやら、いろんなものが必要になりますから、トータルすれば相当な金額がかかっているということがわかるかと思えます。

当時の学生服等の負担率はわかりませんが、今お話ししたとおり、保護者にとって大きな負担となっている現状を見ることができるかと思えます。

今説明あったとおり、女子生徒の制服の製造が終わること、また50周年を迎えるタイミングと新校舎にあわせ、学生服からブレザータイプの制服にチェンジされたようであります。PTAとも協議されて決められたということなので、そのことについて異議を申し上げるものではございません。

ただ、せっかく買い求めた制服を着用する機会が少ないことに疑問を感じられている保護者もおられるので、今回の質問となるのですが、広辞苑で制服と調べますと、生徒、警官など、ある集団に属する人が着るように定められた制服、ユニホームとあります。

このようなことを加味してお聞きいたしますが、中学での制服を着用する機会はどのようなときで、1年で何回あるのか。また、近隣の佐久市、小諸市、軽井沢町の中学では通学時、制服なのかジャージなのか、あるいは私服なのか、通学をどのように行っているのかお知らせください。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） 制服を着る機会としましては、入学式、それから卒業式、始業式、終業式などの儀式、それから文化祭、対面式、修学旅行などの行事、生徒集会、全校集会、それからテストの期間中に着用しています。

平成26年度、昨年度は年間30回程度の着用をいたしました。今年度からは生徒会と学校が協議して、新たな取り組みとしまして、テストがある週は制服を着て

登下校する制服登下校週間を定めて、5月の中間テストから始めています。

それから、近隣の市町村の様子でございますけれども、軽井沢町、小諸市、佐久市の中学校の登下校の状況でございますけれども、10校ございまして、そのうちの3校が制服登校、2校が原則制服で、一部ジャージも可としております。それから4校はジャージでの登校を認めております。1校については制服がないために、ジャージ登下校という状況でございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 26年度は30回程度の着用とのことでありました。多い、少ないはそれぞれのお考えがあるかとは思いますが。

今回の質問で私が伝えたいことは最後にお話しますので、質問の流れに沿って進めますが、近隣の中学では制服着用が3校、原則制服、一部ジャージが2校、ジャージ可能が4校、この原則制服、一部ジャージとジャージ可能の差が私にはわかりませんが、それは今回置いときます。制服がなくジャージでの登校、登下校1校という説明でございました。御代田中学校は原則制服、一部ジャージ可と思いますから、近隣では3校がその形になるかと思えます。

それぞれの学校の方針がありますので、何がベストか答えを探るものではございません。ただ今お聞きしましたら、制服がなくジャージでの登下校が1校とあります。ともすれば3年間の中では体の成長と制服のサイズが合わず、2着目を必要とすることも考えられ、より多くの負担となりますので、保護者の負担を考えますと、制服の着用性に疑問も感じるところです。

将来的には学校と保護者、生徒と話し合い、方向性を確認する必要もあると感じます。これは一つの考え方として教育委員会、学校、PTAの皆さんへの投げかけと捉えていただければ結構でございます。

頭のかたい私どもの年代からしますと、制服での通学であれば、登下校でその姿を目にしても自然に流れてしまう、当たり前な光景かと思えます。しかしながら、御代田中学校におきましては、1年を通して30回ほどの制服通学で、ジャージ通学がほとんどであります。今の時期から夏までのことを考えますと、ジャージでの登下校のほうが、生徒にとりまして都合がよいことは目に見えてわかります。しかしながら、制服の意味からして納得のいかない感情もございします。

お話があったようですが、生徒に制服通学とジャージ通学のどちらが求められているかアンケート等を取り、生徒の気持ちはどこにあるのか、その裏づけがあり、ジャージでの登下校となったということであれば、そこそこ納得もできます。女子生徒であれば、おしゃ乐的に新しい制服を着用し、通学したいとの思いもあるので感じ取ることも考えられるのではないのでしょうか。

そこで、どのような要因がありジャージでの登下校となったのか、その理由をお知らせください。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） お答えいたします。

登下校における服装については、制服を原則としております。ただし、部活動のあるときはジャージでの登校を認めています。それから、自転車通学の女子については、スカートの裾の巻き込み等の関連からもジャージとしています。

御代田中学校のジャージでの通学は、制服をしっかりと着れなかったこと、わざわざ着崩すことがはやった時期などがありまして、これら当時の問題に対処するために、生徒指導の一環として、平成15年ころから部活動のあるときはジャージ通学をすることを認めてきたようであります。御代田中学校では、新しい制服を導入してから、まずはできることから始めようということで、集会のときにはきちんと着ることに取り組んできております。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 女子生徒が自転車で通学するとなれば、下にハーフパンツですか、そのほうがもちろんよろしいかと思しますので、そういうことは理解できるんですね。

でも、今お聞きしましたら、以前、制服を着崩すというようなことがあって、生徒指導でそういう指導はなされたようですが、行き届かなかったとか徹底できなくて、とり方によれば諦めて、ジャージのほうがいいのかというような方向性が出てきたともとれる答弁かと思えます。そのことについては、今お話ありました。

これ後のほうでも述べようと思ってたんですが、制服着用週間でどのように生徒が着こなしているかも気になるところですが、それは以前、着崩すようなことがあって、指導が足りなかった部分があるかと思えますけど、また今後もしっかりそう

いう、若いころですから、気持ちがわからないわけでもないですが、それが一つのファッションと捉えてる子供たちも、生徒たちもいらっしゃると思いますから、そこまで、私の立場からすると、余り突っ込むこともしないほうがいいのかな。また逆に、生徒指導でしっかりきちんと着たほうがきれいなんだよというような形を教えてあげてくれることを、今後も努めていっていただきたいと思います。

これまでに何人かの保護者に制服に関してお聞きしました。たまたまお聞きした中で多くの保護者は、せっかく買ったのに制服を着る機会が少ないと言われていました。また、ある女子生徒の保護者は、うちの子は制服を着て通学したいとの思いはあるけれども、ほとんどの生徒がジャージ通学なので、制服での通学がしづらい面もあると話される保護者も何人かいらっしゃいました。

先月の5月の25日月曜日午前8時前後ではありましたが、中学校の前を車で通りました。この日は制服での通学でありました。何か行事があったんだなと思っておりました。そして、29日、下校時間にまた偶然中学校付近を通りましたら、目にした生徒は全員がジャージでございました。

今教育次長からお話がありましたが、その理由がわかったのが5月30日の土曜日、たまたまテレビ西軽を見ていたのですが、キャスターの中学生が登下校制服着用週間があったと話していました。それで、そういうことかと納得いたしたところでございます。

お聞きしますが、今までに――今回初めてだと思えます、今のさっきの答弁聞いてると。今までに登下校制服着用週間というようなことは行われていたのか。また、制服着用週間を行う意味を教えてください。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） 今回、5月の末の中間テスト中の4日間を制服登下校週間として、中学校の校風委員会で初めて取り組んだわけでございます。この関係につきまして、学校のほうで校風委員会を通してアンケートをしたところ、よかったことについては、中学生らしく格好よく見えた。制服をしっかりと着る機会になった。制服の着方を再確認できたという点があります。それから困ったこと、それは動きにくい、走りにくい、着がえるのに時間がかかるということです。

生徒の感想につきましては、制服登下校が望ましいと思うが、朝部活動などがあるので、運動着登下校がよいと思うというものが約53%ぐらい。それから、朝部

活動があるなしにかかわらず、登下校は運動着が望ましいと思う、これが40%ぐらいという結果でした。

職員のほうも制服を正しく着ようとする意識が高まった。それから、身だしなみが整い、緊張感があり、学校の規律を守ることを学べた。それから、制服を着る機会がふえることはよかった。大変いい取り組みであった、試みであったというような感想が寄せられております。

こういった週間を行う意味ということですが、目的はテストがある週に制服を着て登下校することを通して、テストに備え、制服の着こなしや着用について考える機会にすることというのが目的で、今後中間テスト期間中について取り組んでいくということで、制服の着用機会は増えることになろうと思います。

それから、今回3年、新生になってやっと3年たちます。それで、新しい制服のお下がりが出てきてるわけです。そういった使い回しについても検討する余地があるというふうに考えます。

○議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 最後に自分の気持ちは述べるとこなんですけど、今お聞きしたら、よかったこと、悪かったというか、使い勝手が悪かったこととといいますか、ということで、どっちかというと制服よりジャージのほうが楽でよろしいという方向性が御代田中学の生徒さんには見られるのかなというような、今答弁聞いててそんなふうには思いましたけど、中間テスト、制服、きちんと着ることによって気持ちもしっかりして、テストに集中できるような効果はもちろん望めると思いますので、今後もそんなことで中間テストに限らず、それぞれのテスト、特に冬場なんか制服のほうがあったかいじゃないですか。

そういう形で増やしてもらえればなどと考えてますけど、ただ困ったことの中で、今聞いたら動きづらい、歩きにくい、着がえに時間がかかるって、これある意味、大人になる過程で必要なそういう訓練と申しましょうか、そういうこともありますんで、言葉はなんですけど、わがまま的な、楽だけのことを考えるんじゃないで、指導とすれば、それが社会人というか、成長する過程で必要なことなんですよということも、しっかり理解していただくような指導も必要かと考えております。

それで、ここまで何人かの保護者に制服に関しましてお聞きしてきました。繰り返しになりますが、たまたまお聞きした中の多くの保護者は、せっかく買ったのに

制服を着る機会が少ないと言われておりました。

これまで側面からお伺いしてきましたが、私が一番言いたいことは、ある女子生徒の保護者が、うちの子は制服を着て通学したい思いはあるけど、ほとんどの生徒がジャージ通学なので、制服での通学がしづらい面もあると話されておりました。この言葉が強く印象に残り、制服通学を望む生徒がいるにもかかわらず、その体制が学校にないとなれば問題であると感じ、遠回しではございますが、いろいろお聞きしてきたところでございます。

登下校は原則として制服とします。部活動のあるときはジャージ登校でもよい、このような指導がされているのですから、現状では部活動に属さない生徒は、制服での登下校がされて、ごく自然であると感じます。また、そのような指導を学校も教育委員会もすべきと感じますが、教育委員会としてはいかがなお考えでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 櫻井教育長。

（教育長 櫻井雄一君 登壇）

○教育長（櫻井雄一君） お答えします。

確かに小井土議員の言われるとおりにかなって、私自身も思ってます。制服着用週間が終わって次の日、私、あそこに立っていると、制服を着ないでジャージで、これは部活に所属しない、遅く来る子がいるわけですけども、2人の女の子が歩いてきたもんですからお話しました。「おい、制服、似合ったよ。制服着たらどうだい」って言ったんですが、いいんですというような感じで、なかなか制服のほうには向かなかったんですけど、3人にお聞きしたんですが、どうも向きませんでした。

確かに制服を着用して通いたい子もいるんだろうなという思いもしますし、私自身もそれがきれいだから、とてもいいなあと思っているんですけども、できるだけそっちの方向にも向けて、制服で通うのに、自分自身が他の子供と合わせたいなという気持ちではなくて、自分自身をアピールできるような、そんなような子供に育てていかなくちゃいけないなというような思いをしました。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 今回、このような質問をするということで、教育委員会ともいろんな資料とかお聞きしたい話がありましたから、何回か出かけました。次長と話して、資料いただくとか、また調べていただきたいことを項目を出していただきま

した。

思ったんですが、次長がスパイとは言いませんよ。今まで制服着用週間なんてなかったのが、急に私がこの質問を出しましたら、取ってつけたように制服着用週間になって、これは結果的にいいことだと思ってますからいいんですが、ちょっとスパイやられたなというような気もします。

先ほど次長からもお話があって、制服の関係で重なるんですが、中学が新しくなりました。本年度で4年目となりますので、お下がりとお申しませうか、制服をいただく、あるいは安く譲っていただくことにより、保護者の負担も軽減します。中学に通う生徒もお下がりに対する感情もございますでしょうが、使用しない制服の有効活用も、学校、PTAと協議する必要も感じております。これ申し上げようと思いましたが、先にそれは考えていらっしゃるということで、よろしいかと思えます。

この質問の最後になりますが、制服通学が少ない人数ですと、何か浮いてしまうことも考えられます。少ないと、遠回しに言いますが、あつてはならないことも見え隠れいたします。学校としても本来の制服の意味を御理解いただき、結論的には制服着用を推奨すべきであるということをお申し上げて、この件は終わります。

続きまして、都市公園の利用についてお伺いいたします。

町で管理している都市公園は3カ所あり、町内外から多くの利用者でにぎわいを見せています。ただ、利用者からのニーズからすると、火を使いバーベキューなどができないかとの要望も聞くことがございます。そこで、管理の状況、条例に当てはめてその方向性を探りたいと思えます。

町では雪窓公園、龍神公園、やまゆり公園の三大公園があり、4月後半の桜の季節では雪窓公園の桜が大きく育ち、見事に桜の名所としても確立されたのではと感じるところでございます。

昨年でしたか、一昨年でしたか、記憶が確かじゃございませんが、5月の365歳野球では、浅間山に多くの残雪があり、桜越しに見る浅間山は、それは見事で、風景画にあってもおかしくない絶景でありました。御代田町の観光パンフレットにその姿が入っているかいないかわかりませんが、もし入っていないのであれば、ぜひ桜の名所として紹介していただきたいと思えます。

龍神公園におきましても、町最大のイベントとして育った龍神まつりを初め、先

月の5月にはふれあい広場が開催され、多くの方々の交流がありました。また、龍神公園の遊具に関しましては、近隣の市あるいは町からも、お子さん連れで多くの方が訪れているようですし、私も孫にせがまれ利用しております。

公園内にあるターザンロープというのでしょうか、ワイヤーに滑車がついていて、つかまって15mほど移動する遊具があるのですが、以前ですけど、ある方からその遊具に人気があり、順番待ちがすごいので、これまで1本であったものを2本にならないかと相談を持ちかけられましたので、その当時の日曜日に様子をうかがいに行きました。

お子さん連れの若い奥さんに声をかけましたら、不審そうな顔で見られましたが、事情を説明し、ターザンロープの利用度などをお聞きしましたら、佐久市から来られているとのことでしたが、確かに人気の高い遊具ということでした。他にも町内の方からも話を伺い、やはり人気の高い遊具ということで、当時の建設課に話をしたところ、2年ほど前になるかと思いますが、龍神公園の改装工事にあわせて、2本にさせていただいた経緯もございます。多くの子どもたちに限らず、家族みんなで楽しめるすばらしい公園であると感じているところです。

やまゆり公園におきましても、昨年よりマレットゴルフ場が36ホールに増設され、木陰であることから、たくさんの方々が楽しめる場となっており、小さな池がございますから、季節にはオニヤンマが気持ちよさそうに飛んでいます。水がきれいだからこそ見られる光景かと思えます。

また、マレットゴルフ場、あるいは水路の関係で何度か視察しましたが、体育館側から橋を渡りますとあずまやがありますが、その橋の名称は蛸橋というそうです。蛸と言え、テレビ西軽の石川さんの顔が浮かぶので確認したところ、今でもあずまやに蛸を観光に来られる方がおられるというお話でございました。これも観光パンフレットで紹介すべきすばらしい光景かと思えます。

このようにすばらしいそれぞれの特色のある公園をもっと観光的にも、町民の憩いの場としても魅力あるものにする中で、一つの思いとして、バーベキューができる公園があってもいいのではないかと、このような思いが募ります。

現状では、町民の皆さん、また担当課におきましても、町が管理している公園では火気の使用が認められないと認識されているようですが、御代田町公園条例を見直しますと、第7条、行為の禁止の8番目に、たき火等をすることとありますが、

これはそれぞれの解釈があると思います。一つの解釈としては、たき火でなければ火を使ってもよいとの解釈もできるのではとの思いから質問となるのですが、町の見解はいかがでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

先ほど来3公園、桜の名所とか遊具が人気があるとかマレットゴルフ、蛍橋とか、すばらしいところを取り上げられていただきまして、まことにありがとうございます。

確かに公園内の中でのバーベキューと申し上げますと、清々した場所でやるということは、確かに気持ちのいいものではあります、公園内におけるバーベキュー、町としては現在禁止しております。

こちらは以前は届け出によって可能としていた時期もありました。しかしながら、飲酒を伴うというものがほとんどでございまして、夜遅くまで騒ぐとか、公園施設の破壊、ごみの放置、炭の投棄による火事の問題、そういったことが後を絶たないということから、御代田町公園条例第7条において定めるところの行為をしてはならないものとして適用いたしまして、禁止としてございます。

第12号規定の管理上支障があると認められる行為、第9号規定のたき火等ということで、公園内における行為の禁止事項として当てはまる主なものでございます。背景といたしましては、先ほども申し上げましたが、問題が後を絶たなかったということが理由でございます。

具体的には夜間における近隣住民からの喧騒の苦情、要するにやかましい、人の声がしてやかましいという苦情のほか、バーベキューの飲酒ということで、園路に車を乗り入れ、水飲み場と外灯を破壊し、町はその修繕費に多くの予算を支出するといった事例もございました。

ごみに関しましては、空き缶等のほか、焼きそばや肉などの生ごみの散乱等も数多くございました。炭の始末も大きな問題でございまして、火種の残ったまま公園内に投棄し、芝生を焦がすほかぼやもございました。大きな火災とならなかったことが幸いです。

また、バーベキューを理由とした職員への傷害事件というものも発生しまして、

随分後々まで問題を引きずった経過もございます。

公園内の禁止行為に関しましては、具体的に条例内に全てを記載しているわけではございません。また、記載のない行為全てが可能というものでもございません。一部の行為に関し、公共の空間内において危険が伴う、他の利用者の迷惑になるという観点から条例で規定する、管理上支障があると認められる行為として禁止するものでございます。ゴルフ練習とか花火なども、これに当たるというものでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） だめって答えられることは承知で質問しているんですが、確かに今課長、説明あったとおり、一番はマナーの悪さかと思います。それで、はい、わかりましたというわけいかなんですけど、将来的に有料、使用料を取っていただいて、しっかりした壁っていいですか、私も確かに炭を使ったりするとごみ、また地をはってぼや、おそれあるんで、それをどうのこうの言ってるんじゃないかと、法の解釈的な部分でこちらもらってありますけど、行為の禁止の12条の管理上支障があると認められる行為にほとんどが入るという管理側の考え方ではあるかと思えます。

しかしながら、もし本当につくる気があるとなれば、仮に火のおそれということになれば、雪窓公園じゃなくて雪窓湖の近辺に火事にならないような、ちょっとした形のものをつくっていただいて、またシルバーさんをお願いして有料であるとか、時間も何時までとか決めていただいて、もちろんマナーの悪い方は次の使用はできないとか、しっかりした決まり事をつくって、せめて1カ所ぐらい楽しめる場所があってもいいんじゃないかという思いからでございます。

さっきの話、荻原前建設課長は、頼んだらターザンロープを二つにしてくれたんだけど、大井政彦建設水道課長、いかがですか。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

公園は多くの方、さまざまな世代の方々が余暇を求めて利用されております。先ほど申しましたが、バーベキューを可能としていた時期は飲酒が多いという状況でございました。これにより一般の利用者、特にお子様連れの来場者の利用に支障を

来すといったこともございます。また、既に悪質な犯罪として一般に認知されております飲酒運転を助長することにもなりかねません。このようなこと、過去の状況、火気の使用もあるということ踏まえた中で禁止としているものでございます。

御代田町の公園でのバーベキュー禁止につきましては、町民の皆様の中へ十分浸透してきているという状況でございます。近年から今年度にかけては、私どものほうには、申しわけございませんが、現在のところ、問い合わせがございません。

町では公共の空間として、より多くの方が気持ちよく利用できる公園を目指しております。このような観点から、今後におきましてもバーベキューに関しては禁止としていきたいと思っておりますので、御理解のほどをお願いいたしたいと思っております。バーベキューができる場所というものは、ほかにもございますので、そちらのほうでお願いしたいと考えております。

前任の課長におかれましては、遊具のほうも設置していただけたようですが、このことに関しては、大変申しわけございませんが、かたくなに検討する余地というか、ないものですから、御容赦願いたいと思っております。

どうしても、先ほど有料でとか、雪窓湖でとかいうお話もございましたが、議員さんおっしゃるように、施設というものも必要になります。持ち込みということもあるんですが、有料でとなるとまた炉が必要になったり、そこには水道だとかトイレもなければならぬということもありますので、そういった事例もあるところは近隣で、答弁に当たるに検討というか、調査もございました。

近隣で一部を除いて、ほぼ全ての公園ではバーベキューが禁止となっている状況ではございますが、東信管内のある自治体では、土日、祝日も開設する管理事務所を併設させて、スポーツの施設と併設させたような公園がありまして、その施設を整備してバーベキューを可能としている公園もございました。

しかしながら、飲酒が伴うとごみや利用時間等大変マナーが悪くなりまして、管理人が時間終了間際にお開きを促しても、なかなか帰ろうとしない。また、ごみはそのままだこか見えない場所に放置したままで、置きっ放しになっている。あと炭が消える時間も考えて、利用者は考えて、そこは炭も持ち込みになっているんですが、持ち込んだものは片づけるというルールではあるにもかかわらず、炉に入れたままとなっていると。

あとまた裸になって遅くまで騒ぐ。あと利用者同士のけんかなど、問題が数多く

ございまして、4月から11月の期間内で20件から30件ほど警察官の出動があるということなものです。トラブルが本当に絶えないということなので、その公園はたまたま交番や駐在所ですが、比較的近くにあったということで、そういったことはくしくも幸いしているということでした。

また、利用時に届け出をするそうなのですが、連絡先に電話をしてみても留守電のまんま返事をいただけなかったり、知らぬ存ぜぬを決め込まれて、結局後で片づけに来たという利用者はほとんどないそうです。管理人さんが言うには、対応の難しさも含めて、公共の施設でのバーベキューというものは問題が多くて、なかなか勧められないということを申しておりました。

そのようなことも事例調査していましたので、参考にしていただけたらと思います。バーベキューのほうは禁止ということで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 小井土哲雄議員。

○7番（小井土哲雄君） 悪いイメージをいっぱい出してもらって、私にぐうの音も言わせないような答弁だったような記憶がします。日記帳に書いところかと思えますけど、そうやって最初からやらない、できないという担当課の考え方になれば、そういう答弁になるかと思えます。

ただ公園で家族連れ、町民の皆さんが楽しむ場として、一つの提案として投げかけたものであり、絶対つくれなどと強制するものではございません。ただ将来的にそのような場所ができたなら、気にとめといていただいて、また安全性、管理の方法、それぞれ検討していただいて、またそういうことも気にとめといていただければと思っております。

多分この一般質問を聞いていらっしゃる方は、私が悪者になってるかと思えます。それだけの答弁いただければ、これは無理だよ、小井土議員ってなるかもしれません。ただ、私としても、一つのニーズがあるっていうことはお知らせしなきゃいけないことかと思っておりますので、このようなお話をさせていただきました。

以上で、私の一般質問終わります。

○議長（笹沢 武君） 以上で、通告6番、小井土哲雄議員の通告の全てを終了いたします。

この際、暫時休憩といたします。

(午前10時57分)

(休憩)

(午前11時06分)

○議長(笹沢武君) 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

通告7番、仁科英一議員の質問を許可いたします。

仁科英一議員。

(8番 仁科英一君 登壇)

○8番(仁科英一君) 通告7番、議席番号8番、仁科英一です。

最近の新聞報道などによると、昨年御嶽山の噴火による犠牲者で、いまだ発見されていない方々の捜査が近々再開されると報道されております。改めて犠牲者の皆さんの御冥福をお祈りいたします。

最近では地球環境の変化により異常気象が頻発し、世界各地で竜巻、熱波などによる人的被害や農産物の不作、またはその逆で局所的な豪雨による水害等が頻発しております。

なお、このこと以上に心配なのが地球の地殻変動と思われるような現象です。大きな地震、活発な火山活動などがニュースになっております。

地震に関しては、5月30日夜の小笠原諸島でのマグニチュード8.1の大地震が発生しました。また、火山の噴火に関しては昨年御嶽山、今年箱根、鹿児島桜島、そして口永良部島などで噴火活動が活発になっております。口永良部島では、島民全員が避難となっております。島民の皆様にお見舞い申し上げます。

気象庁の観測によると、我が町の浅間山も最近、火山活動が高まっていて、突発的な噴火などが発生する可能性があるとして注意を呼びかけております。町行政としても、万が一の対応として情報の収集に心がけ、最低の準備、特に町民の避難計画等は必要と思われるので、その対応を強くお願いしておきます。

それでは本題に入りますが、通告しておいた学校給食の食物アレルギー対策について質問に入ります。

町は学校給食の食物アレルギー対応強化のため、人員増を今年4月より実施したと報告を受けてます。学校での食物アレルギー事故防止策は、それぞれの自治体の教育委員会、各学校でなされているはずですが、町として児童生徒の生命や健康にかかわる問題なので、今回の人員増は好ましいことであると評価しておりますが、ど

のように強化されたかを質問します。

まず最初に、体制強化の理由と、その具体的な強化内容をお伺いします。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

（教育次長 重田重嘉君 登壇）

○教育次長（重田重嘉君） それではお答えいたします。

このアレルギーに対しましては、平成25年当時ですか、仁科議員のほうから質問をいただいております。そのときの質問と同様、卵、それから牛乳、乳製品、それからそば、サバなどの魚類、それからスイカとか桃などの果物と、いろいろ多岐にわたっております。学校給食の共同調理場にはアレルギーの特食室を設けています。現状の対応としては、原因食材の除去、それから代替食を提供しております。

このような対応している児童生徒が年々増加しているだけではなくて、食材の種類も多様化してきている中で、一人の栄養教諭が一般児童の生徒の給食のほかに兼ねて行っているわけですから。議員おっしゃるように、生命にかかわることであり、多忙等によるミスや見落としが許されるものではないと思います。

県のほうでは、給食数が1,500食を超えると栄養士を2名配置するというようになっておりますが、当町の給食数が児童生徒だけで1,431食と、わずかに1,500食を下回っている状況でございます。ただし、教職員を含めると1,536食ということであり、その基準ぎりぎりといいますか、一人の栄養士では多忙をきわめております。

さらに、一般給食の食材の自由度というのがアレルギー食対応のために限定されて狭まっている状況があって、献立の作成から別に行うことが必要な時期に来ていました。

それから、臨時職員を含む調理員が一般給食の調理の仕事とともにアレルギーの代替食を担当するために、アレルギー食専任栄養士を雇用する必要が強まってきました。具体的な強化といたしましては、佐久市などの共同調理場と同様に、アレルギー食専任の栄養職員を配置して、1日5時間の雇用で、栄養教諭と2人で万全の体制で、この4月から事故防止を図っていると。このことによって二重にチェックすることができて、見落としの可能性が低くなってきている現状でございます。

○議長（笹沢 武君） 仁科英一議員。

○8番（仁科英一君） ただいまの報告によりますと、共同調理場ですか、一般職と全て

です。あと職員の皆さんののですか、1,536食と言いましたか、これを超えてるんで、県の指導にもよるといいますけど、いずれにしても、人員を増やして専任の栄養士の方1人増員して、今までの1人体制から専任の方を含めて2人体制で、二重のチェック体制をしたということなんで、強化をされたと思いますけど、ちなみに、食物アレルギー対応食の対象者ということで、25年度ですか、お聞きしたのと、今年の3月ですか、お聞きしたので、対象者は25年のときは小中合わせて39名、27年の3月のときですか、増やすという話とともに49名と聞いております。それでは、27年の4月以降、新年度で現在何人いらっしゃるんですか。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） 対象者でございますけれども、参考までに全国的には学校生活における健康管理に関する調査というのがございまして、子どものアレルギー率というのは、ここ9年間で1.7倍という数字が出ております。

当町では、議員おっしゃられるように、25年3月が39、27年3月が49、それでこの27年の3月時点では49名ぐらいあったんですけども、指導管理表等の医師の診断書的なものを徹底したところによって42という、現在この4月は42名ということになっております。

○議長（笹沢 武君） 仁科英一議員。

○8番（仁科英一君） ただいまの報告によると、町としては増えていないし、減ってるということなんで、少しは安心しましたけど、精査したこの中身がようわかりませんが、厳密にやったということだと思います。いずれにしても、世の中は増えているようですが、当町としては増えていないんで少しは安心しました。

それでは、次の質問事項の未然に事故防止するための仕組みについてですけど、25年3月の町の説明では、事故の未然防止の仕組みは、専用の調理室で担当の調理員が除去食または代替食を調理し、個別の容器に入れ、クラス、氏名、除去食などを明記したカードをつけて識別している。その上、各学校への配送前に係長と担当調理人が再度確認し、該当の児童生徒に渡る仕組みであるとのことでありましたけど、このあたりは今回の増員等により改善されたかどうかお聞きしておきます。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） 未然防止の改善ということでございますけれども、アレルギー専任の栄養職員は、食材の発注から調理までを専門的に行っております。今ま

で同様に栄養教諭と2人で再度確認をして、小学校配送用のコンテナ及び中学校の配膳棚におさめて、確実に該当児童生徒に渡るようにしております。

今年度からは、先ほどちょっと触れたわけですが、文部科学省が平成24年の12月の食物アレルギーを有する児童がアナフィラキシーショックの疑いにより亡くなるという事故の発生を受けて作成しました、医師の診断に基づく学校生活管理指導表というのを保護者から学校に提出してもらっています。このアレルギー疾患用の管理指導表は、昨年12月の保護者説明会で徹底いたしまして、学校は原本を持っております。それから、写しを共同調理場で保管し、管理の徹底をしています。

それから、また保護者からの聞き取りについても丁寧に行って、献立によって除去、代替食となる児童生徒が一目で確認できるリストを教職員で共有しております。その他、栄養教諭と翌日のアレルギー担当が代替食の個人カードを一緒に作成するというも行っております。

それから、昨年度までは乳製品に対して症状が出る児童生徒に対しては、程度に応じた形でパンやチョコレートクリームなどを提供していたんですが、27年度からはわずかでもアレルギーといいますか、原因物質が入っているものは提供しないという方針にしまして、例えば食パンにも乳が、脱脂粉乳といいますか、乳が含まれている関係で出てしまうようなことがありました。そういった場合には提供しないで、ご飯を提供するというようなことで徹底を図っております。

○議長（笹沢 武君） 仁科英一議員。

○8番（仁科英一君） 今のただいまの説明によりますと、学校生活管理指導書とか保護者からの聞き取り、保護者の説明会、また乳製品の食材ですか、これを防止するために米食、特別な炊飯器でやってる等、前回なかったようなことと、文科省からの指導もあったかと思えますけど、引き続き気をつけてやっていただきたいと思いません。

食物アレルギー事故を未然に防ぐには、独立した調理室でつくることが安全で効果があると考えられてます。町は新しく共同調理場をつくるときに、別室でつくってありますから全く問題ないと思えますけど、搬送途中や食事場所となる教室での混入防止については、それぞれ努力はしてるんですけど、提案としまして、食物アレルギーを持つ児童生徒がいるクラスでは、アレルギーを持つ児童生徒がいることの情報の開示をしていただき、食物アレルギーの知識をクラス全員で勉強し、事故

防止に努めていただければと考えます。

先ほどもありましたように、保護者への聞き取りとか、保護者に対しての説明会等がありますので、この問題は個人情報の開示に当たりますけど、保護者の了解が必要なら、食物アレルギーを持つことは恥ずかしいことではなく、また秘密にしておくということではないような説明とか、お子様の健康や生命を確実に守ることにつながる等々説明し、理解していただいて、そのようなこともやっていただきたいと思います。

それと同時に、そういうことが可能であれば、除去食や代替食の器を一般食と違った器にすべきと考えます。器の色が変わるだけでも、識別ができて十分かと思えます。この2点について町の考えをお願いします。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） アレルギー食のある子とない子との共通認識といいますか、そういったこともありまして、共同調理場現場で本年度から学校訪問ということを月に3回から6回ぐらいの、3日から6日ぐらいしか行けないんですが、配送時に調理場の職員が学校へ行って、そのクラスに入って、児童とともに給食を食べる、一緒に食べていろんな話をしたり、意見を聞いたりしている取り組みを行っているところでございます。

それから、除去食、代替食の器の関係でございませうけれども、これについては前から個別のスプジャーといいますか、ランチジャーといいますか、専用の別の容器に入れてありまして、それを該当児が自分の器に入れるということになっております。今のところ、器の色とか大きさは同じものを使っておりますので、この点については問題がないのかなというふうに考えております。

○議長（笹沢 武君） 仁科英一議員。

○8番（仁科英一君） 私とは違う考え方なんですけど、基本的には開示されていて、器の色は違ってても、そういう誰が見てもわかるような対応になってるかと思えますんで、今後とも引き続きよろしくをお願いします。

それでは、3項目めの質問に入ります。不幸にしてアレルギー事故が発生した場合の対応として、前回の説明では、事故当時者の意識や呼吸がしっかりしている場合は、食べ物を吐かせ、学校医と相談し、保護者に状況説明を行い、医療機関への診断を勧める。意識不明や呼吸困難などのショック症状が見られる場合は、速やか

に救急車を要請し、医療機関へ搬送する。

そして、事後処理として、事故経過を教育委員会へ報告し、原因究明に努め、対応策を検討し、再発防止に努めると説明してはしましたが、このあたりのところは、どのように改善されてるか、進化してるか、よろしくをお願いします。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） 事故発生時の対応としましては、基本的には以前と同様でありますけれども、各学校において年度当初にアレルギー食の食中毒等に関しての発生した場合のマニュアルについて、教職員会で情報の共有を図っております。

それから、関係する保護者、先ほどもお話したとおり、保護者との連絡会を開いて、万が一の事故の際の対応を確認しております。それから、毎日担当教諭、クラスの先生と関係児童が間違いないかというように確認をしております。

事故が発生した場合には、調理場は学校からの報告を受けて、原因の究明に努める、それから対応すると。アレルギー専任の栄養職員が食材の見直し等再確認を行い、再発防止を図るというようなことで、事故発生時の対応というようになっております。

○議長（笹沢 武君） 仁科英一議員。

○8番（仁科英一君） 普通はアドレナリンの自己注射液というんですか、通称エピペン、これを大体所持してると思うんですけど、ここら辺のところの扱いとか使い方等についてはどうなっているのか。それと、ほとんどの方が持ってると思うんですけど、ここら辺のこの所持の把握も、学校としては把握してるかお願いします。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） いわゆるエピペンというアドレナリンの自己注射薬というのが——エピペンというのは商品名でございますけれども、があるわけでございます。保険適用でないために、本人が当然持ち歩いている。それから、小学校の場合には学校へも、保護者に購入してもらって、学校でも保管して、万が一に備えている状況にあります。

ちなみに、南北小で5名、中学校で1人、そのエピペンを保持しておりまして、緊急時に備えております。

○議長（笹沢 武君） 仁科英一議員。

○8番（仁科英一君） それでは、このエピペンの使い方というのは主治医の方からの使

い方の説明とかありますけど、万が一のために使用方法とか、こういう訓練も一旦は養護の教員さんとか担任の先生、その方たちはそういう訓練もしてるんですかね。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） エピペンにつきましては、医療法違反ではないかというような議論もございましたが、継続して注射を打つというようなことでないために、合法というふうな結果になりまして、養護の先生等が、クラスの担任の先生等が一時的に打つことは可能ということになっております。そんなようなことから反復継続する意図がないという、医師法の違反に当たらないというようなことで、職員会議で研修をして備えております。

○議長（笹沢 武君） 仁科英一議員。

○8番（仁科英一君） 大体わかりました。それでは事故が発生した場合、発生原因の究明のために使用した食材の成分表ですか、こういうのを確認しなくちゃいけないんで、原因究明を図るために食材から調理、昼食、そして事故までのトレース、追跡調査を可能にするためのトレーサビリティシステムが確立してるとは思いますけど、成分表等の保管はちゃんとなされてるとは思いますけど、保管期間とかちゃんと決まってるんですかね。

○議長（笹沢 武君） 重田教育次長。

○教育次長（重田重嘉君） 追跡調査を行うための資料ということで、その成分表示表というのを5年間保管することになっております。ですので、追跡調査可能でございます。

それから、給食の場合には当然検食を行ってまして、校長、教頭が行うわけですが、その検食についても2週間保管ということになっております。

○議長（笹沢 武君） 仁科英一議員。

○8番（仁科英一君） 食物アレルギーですから、5年間というのは法律か何かで決まってるかもしれませんが、大変な作業だと思います。1週間もあればいいんじゃないかなと私は思いますけど、これは法律で決まったら、それに従っていただきたいと思います。

全て質問は終わりましたが、食物アレルギー対策はアレルギー食物の混入防止と識別管理の強化、それと事故発生時の正しい対処、これが全てだと言っても過言ではないと思います。これらの仕組みを構築し、マニュアル化して、焦らずじっくり

り対応すべきだと思えます。

学校職員、とりわけ給食関係者は毎日が緊張の連続だと思えますが、児童生徒の食の安全を守るため、今後とも今まで以上に頑張ってくださいをお願いし、質問を終わります。

○議長（笹沢 武君） 以上で、通告7番、仁科英一議員の通告の全てを終了いたします。

昼食のため休憩いたします。午後は1時30分より再開いたします。

（午前11時35分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

通告8番、市村千恵子議員の質問を許可いたします。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 通告8番、議席番号12番、市村千恵子です。

3点について質問していきたいと思えます。

まず1点目でありますけれども、佐久地方轟音問題の情報収集をということで質問いたします。

4月から5月にかけて夜間、当町の上空でも轟音が聞こえました。そして、4月29日でしたけれども、午後の8時40分ごろ、住民の方から連絡をいただきまして、この方は県の危機管理課にも連絡したけれども、問い合わせしますというぐらいの返答しかなく、がちが明かないということで、何とか日本共産党の藤岡県議にもつないで対応をしていただきたいというお話もありました。早速8時47分ごろに藤岡県議のほうに連絡をとりました。

この方からは以前にも何度か轟音については連絡をいただいている方でして、その都度、藤岡県議のほうにもつないでおりました。以前の平成27年2月ころからあるわけですが、2月5日金曜日なんです、これは危機管理課での報告ということですが、実際は2月3日火曜日7時、これは夜ですね、7時前なんですけど、佐久市の上空、1機から2機が自衛隊長野地方協力本部、北関東防衛局に照会したと。でも自衛隊機、米軍ともに該当なしとの回答であったということなんです。

また、今年の2月4日ですけれども、これ夕方5時15分ごろから7時5分の間

ですが、やはり佐久市上空に、機数は不明なんですけども、これも県のほうで自衛隊長野地方協力本部、北関東防衛局に照会したが、自衛隊機、米軍ともに該当なしとの答えだったということをお聞きしました。

2月27日も、これは2月23日のことですが、夕方6時半から7時、佐久市、小諸市上空、ジェット機2機旋回、これは自衛隊機、また自衛隊長野地方協力本部に2月24日に長野県が照会しましたが、該当なしとの回答。米軍機においても、北関東防衛局に照会、2月24日に照会してはいるわけですが、これも該当なしという。県のほうにも全く情報がおいてこないような状況ではあるようなので、何とかきちっと情報収集していかないと、なかなか難しいのかなというような感じでした。

この間、住民の方からは4月27日、4月29日、5月3日、5月5日、5月6日というような形で轟音の情報がありました。この間、御代田町、当町におきまして住民の方から問い合わせ、結構夜間ですので驚いて電話いただいたということもあるんですけども、問い合わせとかはございましたでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 尾台総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） お答えいたします。

当町への4月からの中ではありまして、1件だけございました。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 当町では1件ということなんですけれども、この間、結構信濃毎日新聞では、その都度、佐久市のほうではかなりあるということで、信毎さんのほうでは、かなり小さい部分ではありましたが、何回か報道はされてました。

その中で5月12日の信濃毎日新聞の報道ではかなり大きく出ておまして、13年からの48件は米軍機によるとの回答ということで、県は所属確認以上の対応はせず、専門家によれば抗議がないと訓練活発化もという見出しで載っておりました。佐久市桑山の61歳の男性の話では、近くの人の声も聞こえないほどの、戦闘機のような2機が飛んでたということが報道されてました。

その中で長野県によると、今年1月から5月7日までに県や佐久、小諸市、北佐久郡軽井沢町などからあった苦情は94件、昨年1月から5月の117件に迫る勢

いだ。県危機管理防災課によると、米軍は13年1月から5月に佐久、小諸市の住民から寄せられた苦情は63件で、そのうち45件、同年11月に小諸市などからあった苦情7件のうち3件については、防衛省北関東防衛局――さいたま市にありますが――を通じて県に対し米軍機によると認めたとあります。ただ昨年以降は該当機なし。米軍機が佐久市などの周辺で飛行したなどと回答していると。今年4月29日から5月5日の轟音については、米軍機が該当すると認めたと。

一方、県は13年に轟音が米軍機によるものと判明した後も、同防衛局を通じて米軍側に詳細説明を求めたり、飛行自粛を要請したりといった対応はとってこなかった。県危機管理防災課渋沢陽一危機管理係長は、日常的に米軍機が住民生活を脅かす状況になく、現時点では所属の確認にとどまっているとする。

佐久市と隣接する群馬県では、1995年ごろから米軍機が飛行訓練をするようになった。住民からの苦情が12年度1,000件を超えたのを受け、県は13年4月、前橋市と渋川市の県庁舎にそれぞれの騒音測定器を設置した。14年5月には大澤正明知事名で防衛省に対し、米軍に適切な対応をとるよう要請することや、測定器を設置して実態把握するよう求めた。文書には、米軍機の轟音と見られる70dB以上の騒音が13年度の1年間で前橋で39日、渋川市で49日測定したとする記録もつけた。これまでに群馬県に対し防衛省からの回答はないが、県地域政策課は客観的データに基づき、これからも飛行自粛を求めるとする。在日米軍司令部は取材に、個別飛行についての情報は提供しないとする。

日米地位協定に詳しい沖縄国際大の前泊博盛教授によれば、日米地位協定では日本全国どこでも米軍機の訓練が可能。声を上げず放置している地域では、訓練が一層活発になる可能性もあると指摘しているとの報道でありました。

この報道を受けて、情報をきちっと把握していくことが大事なのではということと5月16日、急遽藤岡県議の呼びかけで、日本共産党の北陸信越ブロックの藤野保史衆議院議員も出席をしていただいて、実態を把握して国のほうに上げるということで、米軍戦闘機騒音問題現地聞き取り調査の集いというのが佐久市の、旧佐久市勤労福祉センターですけど、現在は県のほうから佐久市に移管されたということで、名称も変更されて、佐久平交流センターと名称が変わっておりますが、急遽そこで開きました。六十数名の方が参加され、佐久市、南佐久、北佐久、小諸、東御市の方がそれぞれの地域での轟音情報を寄せ合いました。

特に軽井沢地区からは、2月ごろからかなり上空飛んでるという中で、詳細に記録した女性の方がいらっしやいまして、その方の記録では2月は15機、3月はへり2機に戦闘機のようなものが5機、4月は56機、5月7日までには、5月ですけど、5月7日までには既に30機ということで、その方は時間と、それから方向と、しっかりそういうものをきちっと記録されていらっしやいました。

そういうような情報をもとに、県にきちんと情報を出して、県からも国のほうに防衛省からの情報をもらえるようにということで要請行動もしたんですけど、佐久地域だけではなく、県下においては飯山地域でも発生してるということで、19日ですけども、藤岡県議始め日本共産党長野県議団として県知事宛てに、県内上空を飛行する物体の飛行音問題についてということで申し入れを行いました。

県からは野池危機管理部長が対応され、竹内危機管理防災課長は、市町村から日常的に支障がないと聞いているのでということで、現時点では具体的な対応を行っていないということだったのですが、16日の聞き取り調査の中では、若いお父さんも出席されていて、子どもがおびえてるというような、音を聞いて、佐久市は御代田よりも頻繁に飛んでるということがありましたので、目撃情報がありますので、そういう声が上がっていました。

そういう中で県として主体的な情報収集、独自の騒音調査、政府や米軍への要請も含めた対応の検討をということで要請したわけですけども、野池危機管理部長は対応を考えていかないといけないと思っていますし、事実の把握を考えていきたいと思っておりますということを、その要請行動の中で発言されたわけです。

その日の午後のうちに外務省、防衛省に対し、米戦闘機の騒音問題についての申し入れをしました。私は残念ながら、小諸市議会との研修がありましたので、東京のほうには同行できなかったのですが、藤岡県議、それから藤野保史衆議院、井上哲士参議院議員ら含めまして県議、それから関係地区の地方議員18名が防衛省、外務省に申し入れを行ったわけです。

1点目というのが、佐久上空を轟音鳴らして飛行した未確認飛行物体の特定はされたのか。ずっとこの間、先ほど言ったように4月29から5月の5日は米軍機が該当すると認めましたが、それ以前のものについては該当なしということでしたので、自衛隊なのか米軍機なのかがわからないという中で特定はされたのかということ。

それから2点目として、4月から5月に飛行した米戦闘機は、どこの基地のどこの所属で、機種は何か説明してほしいと。

3は騒音問題について住民に説明をと。米軍へ人口密集地上空での飛行訓練中止の要請をしてほしいと。

4点として、今年の1月から現在まで掌握している米戦闘機の県内上空での飛行訓練情報の説明をとという点で要請をしたわけですがけれども、防衛省、外務省の答弁というのは、地域住民にどうか配慮をとということをお願いしていただけないみたいな状況だったということでありました。

ですから、こういう中で、今地位協定という中で練習が行われているんですが、国土交通省のほうにはフライトプランというものを出されているらしいんですが、詳細は示されていないと。米軍からの情報はおりてこないという現状の中で、住民の生活安全という点で、ぜひとも連携して、地方自治体、関係自治体が連携して情報収集して、声を上げていくということが重要なのかなと思うわけですが、町としては今後どのように情報収集とかを対応していくと考えているのか、その点についてお願いします。

○議長（笹沢 武君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） お答えいたします。

町としましても、住民の方からの騒音や目撃情報は県へ報告して、提供してまいりたいと思っております。今、市村議員がお話のとおり、大変お疲れさまでございました。おかげさまで県からの情報もいただけるようになりまして、私どもとすれば、この小さな自治体で行動が何かになるということにはできないかなと。国、県、国には直接求められません。県からの情報提供いただいきたいと思っております。

また、先ほどもお話ししましたとおり、御代田町では、その当時については1件ほどの問い合わせ、また市村議員が御出席になられた集いの意見をもとに、国に意見を求める、県に求めるという予定は今のところございません。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 今の情報は収集していくと。それから、県のほうからもおりにきているということなんですけども、何か広報とか、そういった情報を呼びかけるようなことを具体的にするのか。また、何かあったときにはどこに、町の総合の

番号でいいんでしょうか。それとも防災係とか、どこか対応できる課というのはあるんでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 尾台総務課長。

○総務課長（尾台清注君） この轟音問題につきましては、時間はいつということが決められておりませんので、当然防災係のほうにというお話、誰でも対応できないと思っております。恐らく今後も宿日直の中で連絡をいただいて、それについて後日、県のほうに報告した形の中で進んでいくということであろうと思います。それ以上の対応は不可能ではないでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 住民の皆さんにもしっかりと関心を持っていただいて、情報をきちんとまとめて上げていくことが重要なのかなというふうに思っています。本当に悲しいことではありますが、日米地位協定の中では、日本全国どこでも米軍機の訓練が可能、声を上げず放置している地域では訓練が一層活発になる可能性もあるというような指摘もある中で、ぜひともこういう声を上げていくべきなのかなというふうに思うところです。

それでは、次の質問に移ります。2点目ですけれども、障害者控除対象者の拡大をということで質問いたします。

2015年4月より大幅な制度改正がされた第6期介護保険事業、介護保険制度がスタートいたしました。改正内容は、地域包括ケアシステムの構築として、在宅医療・介護の推進、2、認知症施策の推進、3、地域ケア会議の推進、4、生活支援サービスの充実強化、5、予防給付（訪問介護、通所介護）を地域支援事業へ移行、これが要支援1、2を介護給付から外して予防給付になった部分でありますけど、6として特別養護老人ホームの新規入所者を介護度3以上に限定。

費用負担の公平ということで、これから変更されてくるわけですけれども、1として、低所得者の保険料の軽減割合の拡大ということでは、今定例会に議案が上程されています。第1段階の方が基準額に対して0.5というのが0.45に引き下げられるということです。2、一定以上の所得のある利用者の自己負担の引き上げ。これは8月から実施されます。3として、低所得者利用者の補足給付の要件に資産などが追加される。これも8月から実施されていくようになります。

今、御代田町第6期介護保険事業がスタートいたしまして、県の中で御代田町だ

けがこの4月から実施している予防給付、地域支援事業へ移行ということで、4月から実施されているわけですが、移行された地域支援事業、2カ月余が経過していますが、実態と課題というのはどうでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

当町では、今市村議員がおっしゃったように、今年度より要介護1、2の方の訪問介護、通所介護を介護予防給付から地域支援事業へ移行しております。これはサービスがなくなったように捉えがちでございますが、今までのサービスも変わりにくく利用できるほか、より一層自立支援を目的とした緩和したサービスと住民主体によるサービスなど、多様なサービスが創設され、利用選択が拡充されております。

また、認定を受けずに簡素な基本チェックリストの実施により認定できるため負担も少なく、また迅速にサービス提供ができることにより重度化の抑制が図られるなど、利用者にとってはメリットもございます。

具体的に申し上げますと、住民主体による通所サービスBのはつらつ介護予防教室でございますが、こちらははつらつ介護サポーターが中心となりまして、3カ所のモデル地区を設定し実施しておりまして、約65名ぐらいの高齢者が参加しております。

この教室ですけれども、参加された方の介護予防はもとより、サポーターの皆様生きがいつくりや健康づくりにもつながっているような状況でございます。今後、地域で支え合う体制づくりをさらに目指していきたいと考えております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） まだ私も実際やってるところ、まだ見学してはいないんですけども、参加された、我が母が参加したんですけど、初めて、大変楽しかったというふうに言っていました。

ですから、本当にこういう事業、長野県下で情報交換する場がありましたけれども、県下の中ではどこでもまだ実施されていないので、御代田町はどのようにやっているのという話をされたので、御代田町はつらつサポーターという方の養成が、この数年かけて70名ほど実施、養成されてきたということが、こういう事業の始

まり、大きな力になってるのかなというふうに思っています。

本当に早期移行のメリットというのが、介護予防の推進とか多様なサービスの拡充、それから補助限度額の特例ということで挙がってますけど、それが本当に生かされればなというふうに思っています。

また、改定の中では、先ほども言ったように、8月から費用負担の公平ということで、一定以上の所得のある利用者の自己負担が引き上げられるわけです。年金収入でいうと280万円から年金をいただいている方は、おおむね2割負担になるのかということなんですけれども、またあと自己負担限度額というのが高額介護サービス、現行3万7,200円が1カ月の高額介護サービスの限度額だったわけですが、これが4万4,400円に引き上げられるということでありますけれども、この対象者はどのようになるのか。それから、そういう金額の変更が多くなる人たちの周知といいますか、どのようなふうに対応されてるのかお伺いします。

○議長（笹沢 武君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

まず、2割負担になる該当者でございますけれども、国によりますと、その基準は65歳以上の方のうち所得が全国平均で約20%に該当する水準の方です。当町では全国平均に比べまして年金受給額がそれほど高めではなく、また国民年金のみの受給者が多いと想定されるため、該当者は1割程度ではないかと想定しております。

現在、認定者が460名、そのうちサービス利用者は420名程度ですので、あくまでも想定でございますけれども、該当者は四、五十名程度ではないかと見込んでおります。

また、先ほど御質問がございました皆さんへの周知等でございますけれども、介護サービス利用時の費用負担は、これまで所得にかかわらず一律1割でしたけれども、サービスを利用する要介護者の急増が見込まれることから、制度を持続させるため、また公平性の観点から、一定の所得のある方に対しまして、先ほどから市村議員がおっしゃっているように、8月1日から2割に変更となります。

2割負担に該当する方は、ある程度の所得のある方ですが、月々の利用負担には上限がありまして、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されるので、負担が2倍になるわけではなく、現役並みの所得者で月の上限は4万4,400円であ

ることから、これによりまして利用控え等の心配はまずないのではないかというふうに考えております。

今回の改正では、公平性の観点から、高所得者の方に対しましては相応の負担をお願いする一方で、低所得者の方の負担を軽減するということが目的となっているため、該当者には御理解と御協力をお願いしたいと思います。広報等で周知をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） もう一つの負担の公平、費用負担の公平という点で低所得者利用者の補足給付の要件に、資産などを追加するということがあるわけですが、対象となる方はどのくらいいるのでしょうか。その点についてもお願いしたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） 今の御質問でございますけれども、具体的にまだ人数がしっかり出ておりませんので、ここでの発言は控えさせていただきます。また後ほどお伝えしたいと思います。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 今補足給付の、今度資産が追加されるということなんですけど、今低所得者に対しては、施設入所にかかわる費用のうち食費及び居住費は本人の自己負担が原則となっているんですけども、住民税非課税世帯である入居者については、その申請に基づいて補足給付を支給し、負担を軽減しているのが図られているわけですね。

ところが、今までの普通の年金の所得だけではなくて、今度は資産ということで預貯金通帳、一定額以上の預貯金、単身であれば1,000万超える、1,000万超というんですか、夫婦世帯では2,000万超程度を想定で、預金通帳がある場合には補足給付の対象外ということと、これは本人の申告で判定するらしいんですけど、中には金融機関への照会、それから不正受給に対する加算金、ペナルティーも設けるといことも出ています。

また、配偶者の所得、施設入所に際して世帯分離が行われていることが多いわけですが、配偶者の所得は世帯分離後も勘案することとし、配偶者が課税されている

場合は、この補足給付が対象から外れると、対象外になるということもあります。

また、非課税年金収入、補足給付の支給段階の判定に当たり非課税年金、今遺族年金ですとか障害年金をいただいている方というのは非課税なので、収入としてはみなされてないわけですが、これも収入としてみなして補足給付の対象になるかならないかを判定するというふうに変わっていくということですが、今現段階でどの程度対象になっていくのかというのは、まだ未定だということなので、これから気をつけてみていきたいなと思っているところです。

先ほども費用が8月から2割になるという中で、サービスの利用控えも予想されるのかなと思ったんですが、高額介護サービスが3万7,200円から4万4,400円に限度額が引き上げられることがあるので、2割といっても今までが単純に倍の利用料払わないと、利用が差し控えるようなふうにはならないのではないかなということがあるんですけれども、今そういう答弁いただきましたので、本当にここら辺がサービスの低下といいますか、それから差し控え、必要な人が受けられなくなるような状況にはならないようにというのは、気をつけていきたいなというふうに思っているところです。

こうした中で本当に今まで非課税だった遺族年金、障害年金、それから本当に将来どんな状況になるかわからないという中で、預貯金というのがそれもしっかりと厳重になっていくという中では、本当に負担の公平っていう部分はあるかもしれないですけど、大変厳しい状況になってきたなというふうに思っています。

そうした中で本当に介護保険の、それで次に障害者控除のほうに移っていきたいと思います。そういう負担を多くなる中で障害者控除というのが、非常に障害者を抱えてる、本人もそうですけど、家族も大変な状況があるという中で、今まで障害者控除は障害を持つ人が受けられるものだったんですが、障害手帳がなくても65歳以上で市町村長が障害者に準ずると、所得税法施行令などで認定すれば受けられる。

これが厚生労働省の通達、2002年8月で要介護認定の結果のみをもって一律に身体障害者の何級に相当するか判断することは困難としており、要介護認定を受けていれば自動的に障害者に準ずる認定を受けられるわけではありませんけど、しかし、要介護認定には障害の程度の判定も含まれているため、要介護認定を受けている人は障害者に準ずる認定を受けられる可能性があるということで、町も当初、介護保険が導入されたときにも、町も考えたらしいですけど、そのときに御代田町

は全国でも利用料を減免をやっていたんですね。介護保険料の利用料減免をやっていたので、利用料をみんな10%支払うところを7%補助してたので、3%で利用ができた状況があります、御代田町の介護保険始まって3年間は。

そういう中で利用料も減免して、それから障害者控除も減免となると二重の減免ということで、そのときは導入はされなかったんですけど、その後、利用料の減免をなくしたので、町としても平成19年12月17日、御代田町高齢者の障害者控除対象者認定要綱が定められ、要介護3から5までの対象となる高齢者を審査して、認定基準に該当すれば障害者控除対象認定書を通知して、非該当の場合も通知されるわけですけど、該当すると障害者控除が受けられるということで、この要綱は平成19年11月1日から適用となって、今現在もやられてる、実施されてるわけですけども、本当に介護認定基準もかなり厳しくなりました。

以前は痴呆、本当に痴呆の人が増えていく中で、大分痴呆のことが介護度からはかなり厳しくチェックされてるなという思いがあります。ここの痴呆の町のほうの基準、対象者、要綱の中にどういう方が対象になるかっていうランクがあるんですけど、そのランクを別な介護事業所なんかで出している判定基準のいろいろ、こういうのは2のBとか3の幾つとあってあるわけですけど、そういう中でかなり重いのかなって、障害者とみなされるような、服薬の管理ができないとか、いろいろあるわけですけど、そういうのが全然加味されないというのか、介護認定受けるとアルツハイマー型認知症なんかは介護度はつかず、身体のことを全部自分でできれば、すぐ忘れて自分ではできない状況があっても、要支援1というような認定になっています。

本当にですから介護1、2という方も、かなりの状態な方もいらっしゃる、厳しい方もいるのではないかという中で、ぜひとも介護負担も増す中で、障害者控除の対象を引き上げる、対象者拡大をすべきではないかと思うわけですけど、見直しなどは考えはいかがでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

まず、障害者控除対象者認定について御説明いたしますが、障害者控除は納税者自身または控除対象配偶者や扶養親族が所得税法上の障害者に当てはまる場合に、一定の金額を所得控除を受けることができる制度で、障害者手帳取得者のほか、準

ずるものとしまして、障害者控除対象者認定を市町村長に申請し、市町村長が認定した方についても適用されます。障害者控除対象者認定の基準は、各市町村に任されております。

現在、当町では要介護3以上で、さらに要介護認定時の調査票及び主治医意見書に記載された寝たきり度、認知度と言われる、国が示した2つの日常生活自立度により判定しております。近隣市町村の状況を確認しましたところ、要介護度で判定する自治体と寝たきり度、認知度をもとに判定している自治体があり、後者のほうが多いように見受けられます。

要介護度というのは、障害の程度ではなく、介護の手間をはかる指標でありまして、寝たきり度と認知度は障害の程度をはかる指標であります。本来、障害者控除の趣旨を踏まえると、当町も要介護度ではなく、障害の程度である寝たきり度と認知度を主な判定基準とするほうが妥当と思われるため、今後、この内容につきましては検討してまいりたいと思います。

ただ今回、その内容について検討しましても、現在の対象者が非該当になることはないことを申し添えておきます。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） 近隣町村では小諸市なんかは、今保健福祉課長は、要介護1だから云々、2だから云々じゃなくて認知度、それから寝たきり度ということの基準で考えていきたいというお話だったんですけども、小諸市は要介護1から5までを対象とし、佐久は要介護2から対象としており、軽井沢町は要介護1から5ですが、これはいろんな、先ほども課長が言ったように、認定調査会の結果のこととか、それから先生の、お医者さんの診断っていいですか、状況のこととか、あと家族のこととかも全部含めた中で審査して決めていきますということでした。

だから、1から5全てが対象になるわけではなく、その中で1で対象になる人もいれば、2で外れる人もいるみたいなこともおっしゃってました。立科は我が町と同じ要介護3から5ということを対象にされておりました。

でも、非常に今課長が言ったように認知度と、それから介護度だけではない、認知度と、それから寝たきり度で新しい基準といいますか、見直していきたいということなので、非常にいいのかな、実態に合った形で進められるのかなというふうに

思うところですが。ぜひそういう点で見直しといたしますか、かけていただければなどいうことを申し添えたいと思います。

次に、住宅リフォームの補助金制度の継続をということでお伺いします。

住宅リフォーム補助金、27年度は500万円の予算で4月1日から受け付けが始まり、工期は平成28年3月7日の工事完成までとなっております。住宅リフォーム補助金は経済効果が見込めるほか、既存住宅の長寿命化、それから断熱・保温効果の向上を図ることによって、省エネルギーにつなげるという意味からも実施され、町内業者が対象者ということで、施工するのは町内業者が対象者ということで、経済効果も非常に大きなものとなっております。

この500万円実施されたわけですが、5月21日、一般質問通告前の日、お伺いしたんですが、その時点で21件の申請があり、補助金の残りが130万円不足となり、なったということを報告受けました。今月、これ5月の時点ですから、現在は予算額に達してしまうのではないかなと思うわけですが、今現在、どのような実績になっているのでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

本年度におきましては、5月末現在において500万円の予算額に対しまして、5月末現在で22件、補助額391万1,000ということで、工事費が約2,894万円が申請されてるところでございます。ですから、それから1件ほど増えてるだけでございます。まだ110万円ほどの補助額があるということでございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） すみません。今の、続けてあれなんですけど、施工業者も後でお願いしたいんですが、今まだ108万9,000円ぐらいですか、20万の補助金とすれば5件程度残っているという状況ではありますけれども、これを継続していくのかどうか、すべきと思うわけですが、どのように町は考えているのでしょうか。施工業者も含めてお願いします。

○議長（笹沢 武君） 大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） お答えいたします。

御代田町の住宅リフォーム補助金制度、発足当初、平成22年度末に10分の10、いわゆる100%国庫補助として示された緊急経済対策事業の一環として創設したものでございます。

平成23年3月議会に1,000万円の補正予算をお願いし、平成23年度へ全額を繰り越して、実質平成22年度事業の繰り越し分としてスタートさせました。平成23年度は繰り越し分と追加補正予算分で合計2,000万円、平成24年度は1,000万円、平成25年度は補正予算も含めて合計2,000万円、平成26年度は補正予算を含めて723万7,000円、そして本年度500万円という予算の中で、合計6,223万7,000円を事業実施しているところでございます。

ただし、国からの補助を受けられたのは平成22年度繰り越し分の1,000万円のみということであったため、あとは全て町の単独費で賄っているところでございます。

平成23年度から平成26年度までの4年間の実績としては、補助額5,399万円に対して3億8,773万円余の工事が実施されました。約7.2倍の経済効果があったというものと捉えております。件数は322件になります。

御質問の来年度以降ということですが、今年3月議会におきましても答弁させておりますが、町におきましては、こういった奨励的な補助金に関する事業は5年で一旦廃止、一応廃止するという方針でいることですから、5年目であります平成27年度をもって終了する予定でございます。

以上です。

○12番（市村千恵子君） 施工、500万円の施工。

○建設水道課長（大井政彦君） 500万円の施工。

○12番（市村千恵子君） 業者。

○建設水道課長（大井政彦君） 業者。

○12番（市村千恵子君） 何業者か。

○建設水道課長（大井政彦君） 22件ということなんで、町内の22社ということになるとは思いますけど、同じ業者で1件、2件持つところもあるとは思いますが、その辺は明確には把握してございません。

○ 1 2 番（市村千恵子君） わかりました。

○ 議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○ 1 2 番（市村千恵子君） 今、担当課とすれば、5年間やってきた中で、国の補助金は1,000万足らずで、残りの5,223万7,000円分については、町単独費でやってきたと。非常に経済効果は大きかったわけで、本当に地元の小さな業者さんにとっては、非常に仕事起こしという点では、大変喜ばれた事業ではありましたが、今現在、あと5件ほどですか、まだ残りとすれば補助金の枠はあるみたいですが、5年で終わりということなので、いたし方ないのかなという思いもあります。何かそういった国からの交付金、地方創生の中で地域経済の活性化というようなことを、今回プレミアム商品券があるわけですが、そういう中で補助金が、交付金があるようでしたら、ぜひ引き続き継続していただきたいということをお願いして、全て終わります。

○ 議長（笹沢 武君） 以上で、通告8番、市村千恵子議員の通告の全てを終了いたします。

以上をもちまして、一般通告質問の全てを終了いたします。

本日は、これにて散会いたします。大変御苦勞さまでした。

散 会 午後 2時17分